

玉浦西地区まちづくりニュース 第16号

このニュースでは、「玉浦西地区まちづくり検討委員会」の内容を中心に、玉浦西地区のまちづくりに関するさまざまな情報を配信します。

まちづくりのルール案について検討

『玉浦西地区まちづくり検討委員会』の第16回会議が2月20日（水）に市役所大会議室で開催されました。

今回の会議では、玉浦西地区における閑静で良好な住環境を、将来にわたって維持していくために必要となる『まちづくりのルール（地区計画）』について、事務局から提示された素案の内容をワークショップによって検討しました。

玉浦西地区は、将来的に市街化区域への編入が予定されており、「第一種低層住居専用地域」の用途地域の指定が見込まれています。今回は、この用途地域による建築物の制限に加えて、良好な住環境を形成し維持していくために必要となる、「建築物の用途の制限」「建築物の敷地面積の最低限度」「壁面の位置の制限」「建築物の形態、色彩、意匠の制限」「かき又はさくの構造の制限」の5項目の内容について主に議論しました。



「建築物の形態、色彩、意匠の制限」では、屋根の形態については特に制限する必要はないとの意見が多かったことから形態に関する制限を削除するとともに、屋根の色についても特に色の指定はせず「過度の原色を避け落ち着いたもの」という表現に改めました。

また、「かき又はさくの構造の制限」では、生垣のみとするか、フェンスとの併用を認めるのかで意見が分かれたことから、両案併記としました。

本日の意見を踏まえて「まちづくりのルール（地区計画）案」を事務局で再整理するとともに、住民説明会を開催し、玉浦西地区に移転される住民の方々から案の内容について広く意見をいただいた上で最終案とします。

併せて、地区計画以外の内容についても、説明会の場で意見をいただいた上で、まちづくりのルールの最終とりまとめを行っていきます。

